

令和2年12月4日

保護者の皆様へ

刈谷市教育委員会

インフルエンザ治癒報告書について（お知らせ）

師走の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染に気をつけて行動する生活が続いております。また、医療機関では、同時流行に備えて診療・検査医療機関を整備するなど対応をしているところであります。

そこで、医療機関の負担軽減と児童生徒、保護者への感染機会の軽減を図るため、インフルエンザの出席停止証明書に限り、下記のとおりに変更いたします。

記

1 内容

従来

インフルエンザに感染した場合、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過し、**医療機関が発行した出席停止証明書の提出により**、登校することができる。

今年度



インフルエンザに感染した場合、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過し、**医療機関からの指示を受けて保護者の方が必要事項を記入した「インフルエンザ治癒報告書」（学校HPよりダウンロード）の提出により**、登校することができる。

2 変更期日

令和2年12月7日

3 保護者の方へのお願い

- ① 医療機関で、「インフルエンザに感染している」と診断された場合は、出席停止期間（治療または感染の恐れがなくなるために必要な期間）について医師からの指示を受けてください。
 - ② 保護者の方は、医師から指示を受けた出席停止期間を学校まで連絡してください。
 - ③ お子様が出席停止期間を終えて、次に登校する時は、前日までに学校へ連絡をしてください（裏面の早見表を参照してください）。
また、学校ホームページより「インフルエンザ治癒報告書」をダウンロードして必要事項を記入したものをお子様に持たせて、担任へ提出してください。
- ※ インフルエンザに感染した場合は、学校保健安全法施行規則第19条で「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」が出席停止期間と規定されております。
- ④ インフルエンザ以外の出席停止対象の病気でお休みする場合は、従来どおり、医療機関で出席停止証明書の発行を受けてから登校してください。

※ 「インフルエンザ治癒報告書」「出席停止証明書」用紙は、学校のホームページからダウンロードする、もしくは学校でも受け取ることができます。

インフルエンザの出席停止期間 早見表

	発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (7日目)	発症後 (8日目)	発症後 (9日目)
例 1										
← 出席停止 →										
例 2										
← 出席停止 →										
例 3										
← 出席停止 →										
例 4										
← 出席停止 →										
例 5										
← 出席停止 →										

インフルエンザの出席停止期間：「発症後5日」を経過し、かつ「解熱後2日」を経過するまで。